

令和2年度からの西海市最低制限価格の取り扱いについて

公共工事における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、最低制限価格の取り扱いを変更します。

主な改正点

- ・ 建設工事の最低制限価格ランダム係数について引き上げます。
※ 「89%～91%」 ⇒ 「91%～93%」
- ・ 建設工事の最低制限価格について、「修繕工事、運搬及び処分又は解体工事」についても、「土木、建築工事等」と合わせて「建設工事」として取り扱います。
- ・ 建設関連等業務委託の最低制限価格ランダム係数について引き上げます。
※ 「72.5%～76.5%」 ⇒ 「82%～84%」
- ・ 建設関連業務委託の最低制限価格について、測量（建設工事関連以外）、施設清掃を加え、業務委託最低制限価格として取り扱います。
- ・ 詳細については、「西海市最低制限価格取扱要領」によりご確認ください。

最低制限価格の決定方法

最低制限価格＝予定価格×最低制限価格ランダム係数 ※千円未満切り捨て

	対 象	ランダム係数の範囲	
		下限	上限
建設工事最低制限価格ランダム係数	建設工事（※解体工事含む）	0.91	0.93
業務委託最低制限価格ランダム係数	測量業務、建築関係建設コンサルタント、設備関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業務及び施設清掃	0.82	0.84